

地域共生社会について

○地域共生社会とは

1. 地域共生社会とは

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

2. 地域共生社会実現に向けた国の方針…別紙【「地域共生社会」の実現に向けて】参照

- (1) 地域課題の解決力の強化
- (2) 地域丸ごとのつながりの強化
- (3) 地域を基盤とする包括的支援の強化
- (4) 専門人材の機能強化・最大活用

→上記方針に対応するため、社会福祉法が改正された。

○改正社会福祉法の概要

1. 「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を規定
2. この理念を実現するため、市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨を規定
…別紙【地域における住民主体の課題解決力強化・包括的な相談支援体制のイメージ】参照
3. 地域福祉計画の充実

○本市における取組み

1. まちづくりセンターの設置

平成29年4月に「まちづくりセンター」を市内17箇所に設置。まちづくり支援専任の「地域担当職員」を配置することによって、複雑多様化する地域の課題に対し、地域が主体となって解決を試みることができるよう支援する体制を整備した。

○地域担当職員の役割

- ①相談窓口
⇒地域に積極的に向かうことで、地域の様々な要望・相談の窓口となり、適切な部署につなぐことで、迅速な対応を図る。
- ②地域情報の収集と行政情報の発信
⇒地域情報の収集、現状・課題の整理を行い、また、地域の実情等を把握し、地域に役立つ行政情報を発信する。
- ③地域コミュニティ活動の支援
⇒様々な地域課題解決に向け、地域団体やNPO、学校等が連携した取組みを支援する。

2. 福祉専門職の配置

高齢福祉分野では「生活支援コーディネーター」を地域包括支援センター・ささえりあに選任で配置。また、障がい福祉分野では市内9ヶ所の障がい者相談支援センターのうち1ヶ所に、モデル事業として「地域支援員」を平成30年度より配置。

○生活支援コーディネーター

＜資格要件＞三職種(社会福祉士・保健師・主任介護支援専門員)もしくは生活支援コーディネーターとして6ヶ月以上の実務経験を有し、本市の認める国・県等が実施する研修を修了したもの

＜業務内容＞ ①生活支援等サービスの開発及び担い手の養成
②関係者のネットワーク化
③生活支援等のニーズとサービスのマッチング
④協議体の設置・運営
⑤地域ケア計画の策定・見直し

○地域支援員

＜資格要件＞社会福祉士、精神保健福祉士、保健師等の国家資格又は介護支援専門員又は相談支援専門員

＜業務内容＞ ①地域包括支援センター及び地域の関係機関との連携強化
②地域における障がい者差別の解消や障がい者理解の促進
③災害時における障がい者への支援強化
④地域の社会資源の円滑な活用に向けたコーディネートの実施

○本市における今後の展開

1. 関係機関の連携強化

平成30年度より2箇所のささえりあを近隣のまちづくりセンター(飽田、北部)内に設置し、地域担当職員と高齢者相談窓口の連携体制の強化を図っている。今後については、他のささえりあについてもまちづくりセンター内への設置を進め、更なる連携強化を図っていく。

2. 地域福祉計画の改定

改正された社会福祉法にて、国は市町村が策定する地域福祉計画を充実させることを盛り込んでいる。これを受けて、本市では2020年(平成32年)度から新たな計画期間となる第4次計画において、地域共生社会に対応した内容を反映させる予定。



熊本市における地域共生社会の実現に向けて...

- ・現状における(各分野から見た)課題...
- ・今後、進むべき方向性(包括的支援体制のありかた)とは...
- ・その他...

「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）【概要】

「地域共生社会」とは

平成29年2月7日 厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定

- ◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

改革の背景と方向性

公的支援の『縦割り』から『丸ごと』への転換

- 個人や世帯の抱える複合的課題などへの包括的な支援
- 人口減少に対応する、分野をまたがる総合的サービス提供の支援

『我が事』・『丸ごと』の地域づくりを育む仕組みへの転換

- 住民の主体的な支え合いを育み、暮らしに安心感と生きがいを生み出す
- 地域の資源を活かし、暮らしと地域社会に豊かさを生み出す

改革の骨格

地域課題の解決力の強化

- 住民相互の支え合い機能を強化、公的支援と協働して、地域課題の解決を試みる体制を整備【29年制度改革】
- 複合課題に対応する包括的相談支援体制の構築【29年制度改革】
- 地域福祉計画の充実【29年制度改革】

地域を基盤とする包括的支援の強化

- 地域包括ケアの理念の普遍化：高齢者だけでなく、生活上の困難を抱える方への包括的支援体制の構築
- 共生型サービスの創設【29年制度改革・30年報酬改定】
- 市町村の地域保健の推進機能の強化、保健福祉横断的な包括的支援のあり方の検討

「地域共生社会」の実現

- 多様な担い手の育成・参画、民間資金活用の推進、多様な就労・社会参加の場の整備
- 社会保障の枠を超え、地域資源（耕作放棄地、環境保全など）と丸ごとつながることで地域に「循環」を生み出す、先進的取組を支援

- 対人支援を行う専門資格に共通の基礎課程創設の検討
- 福祉系国家資格を持つ場合の保育士養成課程・試験科目の一部免除の検討

地域丸ごとのつながりの強化

専門人材の機能強化・最大活用

実現に向けた工程

平成29(2017)年：介護保険法・社会福祉法等の改正

- ◆市町村による包括的支援体制の制度化
- ◆共生型サービスの創設 など

平成30(2018)年：

- ◆介護・障害報酬改定：共生型サービスの評価 など
- ◆生活困窮者自立支援制度の強化

平成31(2019)年以降：

更なる制度見直し

2020年代初頭：
全面展開

【検討課題】

- ①地域課題の解決力強化のための体制の全国的な整備のための支援方策（制度のあり方を含む）
- ②保健福祉行政横断的な包括的支援のあり方
- ③共通基礎課程の創設 等

住民に身近な圏域

市町村域等

